
国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく政省令案及び基本方針案に関するパブリックコメントに対する当協会要望書提出

当協会は、国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年8月12日付)に基づく政省令案及び基本方針案に関する(＊)パブリックコメントに対する要望書を下記の通り、9月7日、国土交通省住宅局建築指導課宛提出しましたので、ご報告致します。

記

今回の法律では、移動等の円滑化の為に必要な措置を講ずるよう努めるべき施設設置管理者として、公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者等が定められております。

これらの事業者の内、公共交通事業者、道路管理者、公園管理者等については、極めて公共性の高い事業施工者であって、その事業に対する手厚い補助・助成が実施されておりますが、路外駐車場管理者については、駐車場法の規制が加えられているものの、何ら補助・助成の対象とはなされておりません。

今回の高齢者、障害者等の移動の円滑化のため、路外駐車場において講ずることが必要とされる措置については、その公共性に鑑み、補助・助成制度が不可欠であると考えます。

特に、既存駐車場においては、施設の基準に適合させる努力義務が課せられていることから、高齢者、障害者等を受け入れるための車いす移動に伴うエレベーターの設置、出入り口扉の自動化、障害者用トイレの設置、段差の解消等が必要とされますので、法律の実効性を高める意味合いから、助成金の創設を切望いたします。

以上

(＊)解説「パブリックコメントについて」

今回の「パブリックコメント」で駐車場関連事項としては、

1. 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準案の概要
法第11条第1項の国土交通省令で定める路外駐車場移動等円滑化基準は、
幅が350センチメートル以上である駐車場を1以上設けなければならないこと

当該駐車施設であることの表示をすること

当該駐車施設と出入口とを結ぶ利用者のための経路について、傾斜路を併設する場合を除き階段又は段を設けない等とすること

等としております。

上記**対象駐車場**は、駐車場法に規定する路外駐車場（道路付属物である自動車駐車場、公園施設、建築物又は建築特定施設であるものを除く）で、一定規模以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの、即ち主として**平面式届出駐車場**となります。

2. 高齢者等が円滑に利用することができるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準案の概要

法第17条第3項1項の国土交通省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、（抜粋）

多数の者が利用する階段（段）を設ける場合には、階段（段）に代わり、これに併設する傾斜路また昇降機を設けること

多数の者が出入りする便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に重いす使用者等用便房を設けること

多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の重いす使用者用駐車施設を設けること

上記については、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」いわゆる「ハートビル法」、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「交通バリアフリー法」、そして平成18年6月、より総合的・一体的な法制度を構築することにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図る目的として、いわゆる「バリアフリー新法」が公布されました。

その対象駐車場には、**新設及び改良時の移動等円滑化基準への適合義務**があり、**既存の駐車場については基準に適合させる努力義務**があります。

さらに、市町村が作成した高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区についての基本構想の中で**重点整備地区に組入れられた駐車場**については、複数管理者他との協定制度的中で、上記の改修が想定されます。

従って、今回のパブリックコメントに対する要望事項において、上記の他を基準適合させるためには多大な工事費用を伴うことから、「助成制度の創設」を要望いたしました。

以上